

発達が遅れがちなお子さんのために



手帳の交付について

問 社会福祉課障害福祉班 ☎62-5351

身体障害者手帳

身体障がい児が各種サービスを受けるために必要な手帳です。上肢・下肢・体幹・視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓等に障がいがあるため、日常生活に著しい制限を受けている児童が交付対象です。

1級(重度)から6級(軽度)に区分されます。

療育手帳

知的障がい児が各種サービスを受けるために必要な手帳です。銚子児童相談所において、心身の発達、日常の生活、行動、知的能力、社会性などを心理・社会・医学的に診断し、判定します。

Ⓐ(最重度)からBの2(軽度)に区分されます。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にある児童が各種サービスを受けるために必要な手帳です。

1級(重度)から3級(軽度)に区分されます。



各種サービス

問 社会福祉課障害福祉班 ☎62-5351

ホームヘルプサービス

家族が介護できない時(病気などのため)、



子どものごはん ワンポイント

- 1~2歳児が食べにくい食品⑦においの強いもの椎茸やにらなどの強い香りが苦手になることもあります。干し椎茸より生椎茸の方が香りは弱く、にらなどもよく加熱することで食べやすくなりますが、苦手なら3歳を過ぎてから食べるようにしていいでしょう。

在宅で介護などの日常生活の援助が受けられます。利用者負担があります。

児童発達支援

就学前のお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。民間事業者が設置する施設でもサービスが受けられます。利用者負担があります。(満3歳になって初めての4月1日から3年間は無償になります。)

施設名称	住所	電話番号
旭市こども発達センター	高生1	74-3733

放課後等デイサービス

就学している児童に、生活能力向上の訓練、社会との交流促進などを放課後や休日に行います。

民間事業者が設置する施設でサービスが受けられます。利用者負担があります。

短期入所

家庭において児童の介護が一時的に困難になった場合、施設へ短期間入所して、適切な支援が受けられます。利用者負担があります。

発達が遅れがちなお子さんのために





子どもの成長・療育の記録

問 社会福祉課障害福祉班 ☎62-5351

にじのファイル (旭市ライフサポートファイル)

支援を必要とするお子さんとその家族について、生育歴やケアの仕方を乳幼児期から成年期に至るまで継続して記録・整理できる記録ノートです。旭市に住所を有する18歳未満の支援を必要とする児童の希望者に配付します。



手当と助成

障害児福祉手当

問 社会福祉課障害福祉班 ☎62-5351

身体又は精神に重度の障がいを有するため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の在宅の障がい児に支給します。

認定個別基準及び所得制限があります。

特別児童扶養手当

問 社会福祉課障害福祉班 ☎62-5351

身体又は精神に、重度又は中度の障がいを有するために、日常生活において介護が必要な20歳未満の在宅の障がい児を養育している父母等に支給します。

認定個別基準及び所得制限があります。

発達が遅れがちなお子さんのために

自立支援医療(育成医療)

問 社会福祉課障害福祉班 ☎62-5351

市内に住所を有する18歳未満のお子さんの身体の障がいまたは放置すると将来障がいを残すと認められる疾患に対して、指定医療機関において受けた医療費の一部を市が公費助成します。

※対象となる障がいまたは疾患、医療機関、治療方針が定められています。また、原則として事前の申請が必要です。

自立支援医療(精神通院)

問 社会福祉課障害福祉班 ☎62-5351

通院により精神の治療を受けている人に対し、医療費の一部を助成します。

難病療養者給付金

問 社会福祉課障害福祉班 ☎62-5351

特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証及び特定疾患医療受給者証の交付を受けている方に対し、給付金を支給する制度です。

補装具費助成及び日常生活用具の給付

問 社会福祉課障害福祉班 ☎62-5351

身体障害者手帳を所持している方は、障がいの部位や程度により、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を受けることができます。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

問 社会福祉課障害福祉班 ☎62-5351

両耳の聴力レベルが原則として30dB以上70dB未満であり、身体障害者手帳の交付対象とならず、補聴器の装用が必要であると医師の診断を受けている児童に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。

その他

問 社会福祉課障害福祉班 ☎62-5351

障がいの部位や程度により、福祉タクシー利用券の交付や有料道路通行料金の割引制度等があります。

税金の控除等

問 税務課課税班 ☎62-5321

旭県税事務所 ☎62-0772

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合、所得税及び住民税の所得控除が受けられます。また、手帳の内容等により自動車税の減免が受けられます。

相談したい時は

療育に関する相談

問 ロザリオ発達支援センター ☎60-0625

社会福祉課障害福祉班 ☎62-5351

療育支援コーディネーターを配置し、18歳未満のお子さんの成長や発達面での心配ごとや子育てのしづらさ、福祉サービスの利用などに関する相談が受けられます。